

ICAO/UNOOSA シンポジウムにおける サブオービタル飛行に関する議論

2019年6月26日

宇宙航空研究開発機構

ICAO / UNOOSA とは・・・

○ ICAO (International Civil Aviation Organization)

和訳：国際民間航空機関、本部：モントリオール

国際民間航空が安全かつ整然と発達するように、また、国際航空運送業務が機会均等主義に基づいて、健全かつ経済的に運営されるように各国の協力を図ることを目的として、1944年に採択された、国際民間航空条約（シカゴ条約）に基づき設置された国連の専門機関。（外務省ホームページより抜粋）

< ICAO 民間宇宙輸送検討会について >

- ✓ ICAOは、サブオービタル飛行を始めとする民間宇宙輸送産業の発展とそれが航空システムに与える課題の検討の必要性に鑑み、2014年6月6日、加盟国に対し、民間宇宙輸送の活動状況や近い将来の計画をICAO事務局に提供依頼。併せて、これらの情報整理とともに上記課題の検討を行うため、加盟国及び関連する国際機関に対し、ICAO事務局を補佐する専門家の派遣を要請。

○ UNOOSA (United Nations Office for Outer Space Affairs)

和訳：国連宇宙部、本部：ウィーン

宇宙空間平和利用委員会とその小委員会の事務局を務め、開発途上国が開発のために宇宙技術を利用できるよう支援する組織。国連宇宙部（UNOOSA）は、「国際宇宙情報システム」を通して宇宙に関係する情報を加盟国に提供し、「宇宙に打ち上げられた物体に関する国連登録」を維持。（国連ホームページより抜粋）

< ICAOとUNOOSAの連携 >

ICAOとUNOOSAは、ICAO民間宇宙輸送検討会の議論と平行する形で、商業宇宙輸送（特にサブオービタル飛行）について、航空と宇宙のコミュニティを融合し、世界における活動現状を把握するとともに、将来必要となる国際基準の在り方等に関する課題認識を深めるため、2015年～2017年に3回の「シンポジウム」を共催した。

これまで日本では、政府内調整の結果、研究者の参加及び情報収集の依頼を受け、JAXAが対応してきている。

第1回 ICAO/UNOOSAシンポジウム（2015年・モントリオール）

- ICAO本部のあるモントリオールで開催。
- 世界各国の商業宇宙輸送の事業者、航空当局、政府関係者等を集め、商業宇宙輸送事業と関連する法規制の現状を共有。
- 日本からは、内閣府（宇宙基本法：日本政府ICAO代表部が代読）、JAXA（極超音速旅客機）、MHI（H-IIA/Bロケット）の話題提供を行った。
- 今後、サブオービタル飛行を中心にして、国際基準のあるべき姿等を議論する必要性について確認された。

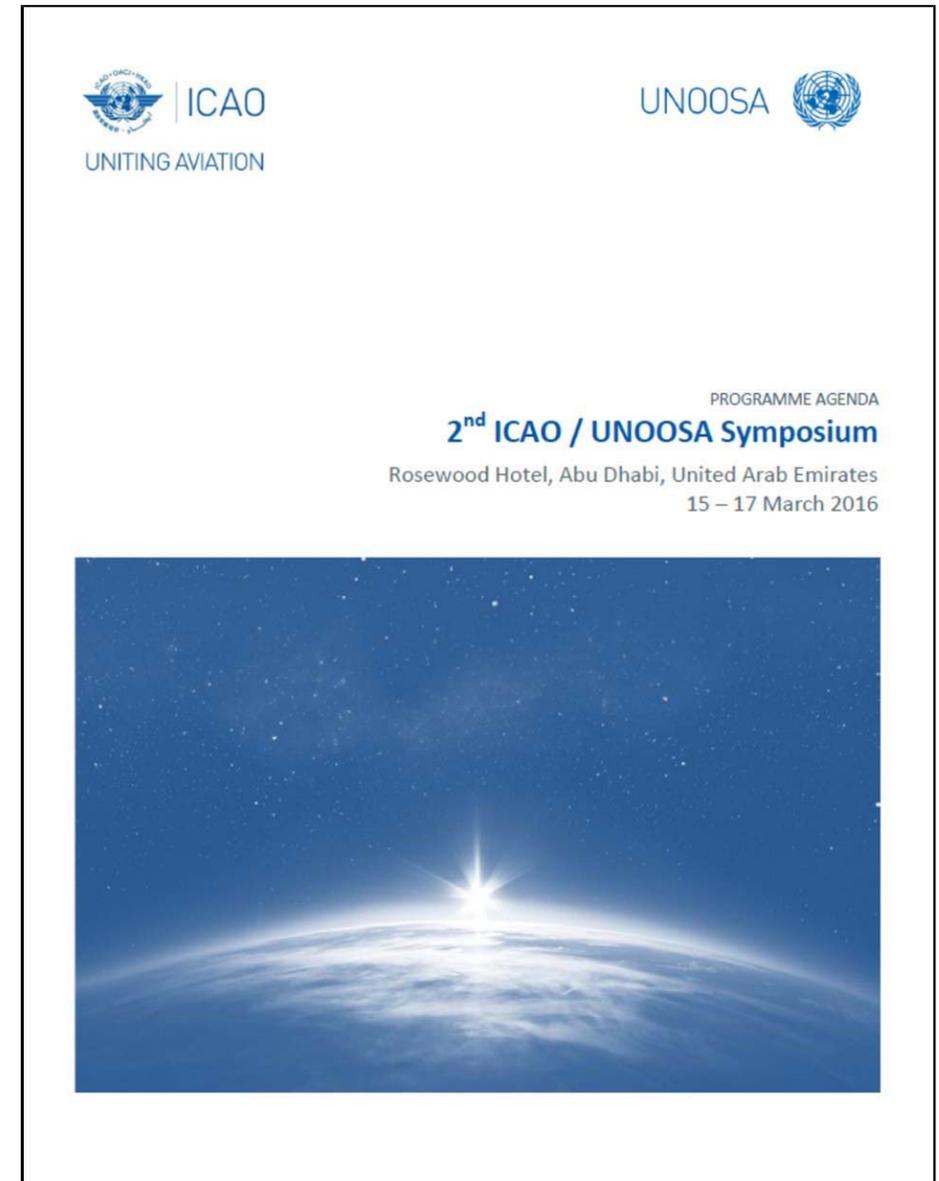


第2回 ICAO/UNOOSAシンポジウム（2016年・アブダビ）

- アラブ首長国連邦（UAE）アブダビで開催。
- UAE Space Agencyの設立に伴い、UAEの宇宙政策や国際連携構想に関する紹介がなされた。
- 中東の投資家も参加し、商業宇宙輸送事業の将来について、議論が行われた。



<https://www.icao.int/meetings/space2016/Pages/default.aspx>



第3回 ICAO/UNOOSAシンポジウム（2017年・ウィーン）

- 国連宇宙部の本拠地であるウィーンで開催。
- ICAO ANC(Air Navigation Committee)議長とUNOOSA部長が共同議長。
- 3回のシンポジウムの総括を行い、サブオービタル飛行を中心とした商業宇宙輸送について、今後もICAOとUNOOSAで連携して国際基準等の議論を進める必要性について再確認。
- 航空管制（ATM: Air Traffic Management）と宇宙管制（STM: Space Traffic Management）の融合についても、議論された。



JAXAが政府に報告した事項

- ✓ 2015年～2017年の「シンポジウム」を通じて、参加者間の航空分野／宇宙分野のコミュニティの融合が図られるとともに、ICAOとUNOOSAによる商業宇宙輸送に関する情報収集が行われた。
- ✓ 今後も、ICAOとUNOOSAで連携してサブオービタル飛行を中心とした商業宇宙輸送において将来の国際基準の在り方や方向性の議論を進めていく必要性が確認された。
- ✓ 米国（FAA）からは、既に開始している商業宇宙輸送活動と、それを振興するための米国の法制度（ライセンス制）が紹介された。
- ✓ 欧州（EUROCONTROL等）やフランス（DGAC）からは、サブオービタル飛行においても、航空機の場合と同様に耐空証明（相当）が必要であるとの認識が紹介された。
- ✓ イギリス（CAA）、イタリア（ENAC）については、米国（FAA）と協働して法制度を整えている状況が紹介された。

FAA: Federal Aviation Administration (アメリカ連邦航空局)

EUROCONTROL: European Organisation for the safety of air navigation (欧州航空航法安全機構)

DGAC: Direction Generale de l'Aviation Civile (フランス民間航空総局)

CAA: Civil Aviation Authority (イギリス民間航空当局)、ENAC: Ente Nazionale per l'Aviazione Civile (イタリア民間航空公団)